

平成26年度 守口市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度守口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	69,925戸			
(2) 年 間 総 給 水 量	17,219,000m <sup>3</sup>			
(3) 1 日 平 均 給 水 量	47,175m <sup>3</sup>			
(4) 主要な建設改良事業	配水管整備事業	工事費	594,000千円	配水管更新工事等
	浄水施設整備事業	工事費	51,240千円	無停電電源装置更新工事
	配水管改良事業	工事費	17,000千円	配水管移設工事等
	浄水施設改良事業	工事費	43,850千円	浄水施設維持・改良工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		2,939,678千円
第1項	営業収益		2,811,874千円
第2項	営業外収益		127,794千円
第3項	特別利益		10千円

	支	出
第1款 水道事業費用		3,033,074千円
第1項 営業費用		2,415,804千円
第2項 営業外費用		533,671千円
第3項 特別損失		82,599千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額941,497千円は、過年度分損益勘定留保資金144,748千円、当年度分損益勘定留保資金741,913千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,836千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		707,925千円
第1項 企業債		626,200千円
第2項 他会計出資金		56,840千円
第3項 固定資産売却代金		30千円
第4項 他会計負担金		20,480千円
第5項 工事負担金		4,375千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,649,422千円
第1項 建設改良費		822,802千円
第2項 企業債償還金		804,889千円
第3項 固定負債償還金		21,731千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム機器等借上事業	平成31年度まで	7,659千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	そ の 他
配水管整備事業	576,000千円	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年 7.0% 以 内	政 府	30年 以 内	5年以内	年賦又は 半年賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。
浄水施設整備事業	50,200千円			地 方 公 共 団 体 金 融 機 構				ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
合 計	626,200千円			そ の 他				なお、起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び固定負債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 625,767千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 水源開発及び児童手当に要する経費に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,271千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、44,938千円と定める。

平成26年2月24日提出

守口市長 西端 勝樹